

美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン(案)

平成31年1月22日策定

一般社団法人日本美術家連盟
一般社団法人日本美術著作権連合
一般社団法人日本写真著作権協会
公益財団法人日本博物館協会
全国美術館会議
一般社団法人日本書籍出版協会

著作権法第47条に基づく美術の著作物等の利用に際しては、同条各項において、その利用が「必要と認められる限度」であり、また、「著作権者の利益を不当に害すること」の無いものであることが前提とされている。一方、今回の法改正の主旨に鑑みれば、同条の規定を活用することによって、デジタル・ネットワーク技術の発展に伴う、美術館、博物館の観覧者に対する展示作品の新たな解説、紹介手段への対応、美術館、博物館における画像データの利活用促進も望まれている。このため、権利者の権利を尊重し、また害することなく、利用の円滑化を図るために、権利者、利用者双方で認め得るガイドラインを策定することとした。

(定義)

ガイドライン策定にあたって、関連する用語についての理解を統一するために用語の定義を行う。

① 原作品展示物

・原作品展示物とは、収蔵作品の場合には、展示する目的で収蔵している原作品（寄託作品を含む。）を、借用作品の場合には、展覧会で出品陳列される原作品を指す。

② 施設

・施設とは美術館、博物館であって原作品展示物を展示する場所を指し、その範囲は、展示に必要と認められる範囲に限られる。

そのため、作品展示に付随して作品映像等の上映を行うロビー等は、展示に必要とみなされる場所として施設に含まれるが、同じ建物内であっても、展示と関わらない場所は本ガイドラインで定義する施設には含まれない。

③ 保持

・「保持」とは、所蔵作品については原作品展示物を展示する目的で収蔵している状態を指し、借用作品については、原作品展示物を借用する契約等が締結された時点を起点としての輸送・搬入から展示・撤収、返却までの一連の状態を指すこととする。

④ サムネイル

- ・サムネイルとは、32,400画素以下の画像を指す。

<著作権法第47条に関するガイドライン>

(1) 施設内での利用について

施設内では原作品展示物のデジタル化した画像（以下、デジタル画像という。）を、観覧者への解説・紹介目的のために、携帯端末などへ自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことや、スクリーンや携帯端末などで上映を行うことができるほか、そのために必要と認められる限度で、複製（以下「上映等」）を行うことができる。

その場合に、細部の拡大や複数同時の上映など、デジタルの特性を活かした上映についても許容される。

(2) デジタル画像を利用した制作物について

(1) により、デジタル画像を施設内で上映等する場合でも、動画の紹介映像のみならず、静止画であっても、作者や作品と関連する画像（肖像写真、生家、画題となった風景など）を用いて解説音声を加えたような態様のものも同様に同条が定める「必要と認められる限度」を超えるものとする（著作権者の許諾が必要）。

(3) デジタル画像の配布

デジタル画像を観覧者に配布する場合は、原作品展示物の解説・紹介を超えない範囲に限るとともに、画像の大きさは施設外利用が許容される範囲（下記（6）を参照のこと）を限度とする。

(4) 展示されたデジタル画像の利用者による複製

デジタル画像を館内で上映する場合には、端末のスクリーンショットや場内モニター、スクリーン等の撮影の禁止を利用者にわかりやすく明示することが必要である。

(5) デジタル画像の利用可能期間

施設内、施設外の利用に関わらず、デジタル画像を利用できる期間は原作品展示物を保持している間に限定する。原作品展示物を保持していない期間については、著作権者の許諾が必要である。

(6) 施設外での利用について

施設外（観覧者の持ち帰りを前提とした配布、インターネットでの掲載等）でのデジタル画像の利用は、サムネイルの解像度以下とする。なお、この場合、画像に保護（複製防止技術等）を施す必要はない。

(7) 広報での利用について

ポスター、チラシ、新聞広告などに著作物を利用する場合は、これまで通り許諾を前提とする。この場合の掲載期間については、契約によるものとする。

(8) ガイドラインの見直しと協議の常設

本ガイドラインについては、継続して協議を行うこととし、必要に応じて3年を目途に見直しを行う。

(9) 協議会の名称と事務局

本協議を継続して行う場として、「美術等の著作物展示上映に関する協議会」を常設し、

事務局を日本美術家連盟内に置く。

(利用例)

下記に、本ガイドラインに沿った利用方法の例を挙げる。

利用例-1)

来館者にアプリケーションを配布し、アプリケーション上で作品解説を行う。その場合、館内では高解像度の画像を閲覧することができるが、館外においてはサムネイル以上の画像は閲覧できない。

利用例-2)

展示の契約を結んだ借用作品を、契約成立後、展示期間に先立って当該展覧会等のウェブサイトでサムネイルを表示することができる。ただし展示終了後、原作品を返却したのちに削除する。

利用例-3)

美術館、博物館は、展示する目的で収蔵している作品のデジタル画像について、本ガイドラインにしたがい、自館のウェブサイト上で公開することができる。

利用例-4)

画像の上映の場合、画像に大きな作り込みを加えず自動的に連続させるなどの行為は問題ないが、それを超えて対象の画像をプログラムに取り込み、音声や字幕を合わせるといった、映像作品等を制作するような場合には許諾が必要となる。

利用例-5)

美術館・博物館内のワークショップ室や講堂等において、原作品の展示に関わるワークショップ、講演会等を実施する場合には、原作品のデジタル画像の上映等を行うことができる。

一方、美術館・博物館の施設外にある会議室や生涯学習センター等でデジタル画像の上映等を行うためには、権利者の許諾が必要となる。(著作権法第38条に該当する場合を除く。)

利用例-6) 展覧会の収益のためにポスターやチラシ、新聞広告などに原作品の画像を掲載する場合は、著作権者の利益に抵触することが考えられるため、掲載画像の大きさを問わず、これまで通り権利者の許諾が必要となる。

以 上